

上信越高原国立公園  
(谷川地域)

公園計画書

平成 27 年 3 月 27 日  
環境省

## 目 次

1 基本方針	1
2 規制計画	3
(1) 保護規制計画及び関連事項	3
ア 特別地域	3
(ア) 特別保護地区	4
(イ) 第1種特別地域	6
(ウ) 第2種特別地域	9
(エ) 第3種特別地域	13
イ 関連事項	16
(ア) 普通地域	16
ウ 面積内訳	17
3 事業計画	19
(1) 施設計画	19
ア 利用施設計画	19
(ア) 集団施設地区	19
(イ) 単独施設	23
(ウ) 道路	25
a 車道	25
b 歩道	26
c 運輸施設	27
4 参考事項	28

## 1 基本方針

上信越高原国立公園は、浅間山<sup>あさまやさん</sup>、四阿山<sup>よあさん</sup>、白根山<sup>しらねさん</sup>、岩菅山<sup>いわすげやま</sup>等の火山群やそれらの山麓の火山性高原、谷川連峰等の構造山地に、巨大な溶岩台地である苗場山の地域等を合わせ、我が国を代表する山岳及び高原景観地である。

谷川地域は、非火山性の構造山地として群馬県と新潟県の県境に谷川連峰がそびえ、標高は2,000mに届かない程度であるが、ヨーロッパのアルプス山脈を彷彿とさせる非対称山体の美しい山岳景観を呈し、多くの観光客や登山者に親しまれている。近年では、中高齢者や若齢女性による登山ブーム、全国的な経済低迷による観光客の減少など、社会経済的状況も公園指定時から大きく変わっている。

以上の状況を踏まえ、本地域の風致景観を適切に保護し、生物多様性の確保に寄与し、それらを基盤とした公園利用を積極的に推進していくため、以下の方針により公園計画を定める。

### (1) 規制計画

#### ア 保護規制計画

##### (ア) 特別保護地区

谷川岳(1,963m)を中心とする一帯で、北より茂倉岳<sup>しげくらだけ</sup>、谷川岳、万太郎山、仙ノ倉山<sup>せんのくらやま</sup>と、南北及び東西に山稜の伸びた連峰を構成しており、最高峰は仙ノ倉山(2,026m)である。この連峰は、第3紀御坂層を基盤とし、これを貫いた石英閃緑岩や花崗岩により形成された構造山地で、侵食の相当進んだ地貌を呈し、標高は2,000m級であるが比高は約1,300mを有し豪壮な山岳景観を呈している。また、仙ノ倉山をはじめとし、山頂一帯はシャクナゲ、ハイマツ群落とともに、ハクサンイチゲ、ナンキンコザクラ、イワカガミ等の高山植物群落がみられ、貴重な自然環境を保持している地域であり、当公園の核心部分にあたることから、特に厳重に景観の保護を図るために特別保護地区とする。

##### (イ) 第1種特別地域

谷川連峰の主要山稜線の下部にあたる地域では、非対称山稜や雪食凹地などの特異な地形が見られ、亜高山帶針葉樹林の欠落した議高山帶の森林(ミヤマナラ林)が広がり、蛇紋岩による超塩基性岩によるお花畠も見られるなど、良好な風致を保持しており、これら特別地域のうちでは風致を維持する必要が最も高く、現在の風致を極力保護することが必要な地域について、第1種特別地域とする。

##### (ウ) 第2種特別地域

超塩基性岩の蛇紋岩植生やその他高山植物の生育地、ブナの天然林などの良好な風致を示す地域及び土合<sup>どあい</sup>、谷川岳天神平、谷川温泉など利用上重要な土地とその周辺地で、現在の風致を保護する必要がある地域を第2種特別地域とする。

##### (エ) 第3種特別地域

主要幹線道路の沿線や古くから営業している温泉地など利用上重要な土地とその周辺地で、風

致に重大な影響を及ぼさない範囲でこれらの土地利用と調整しつつ、風致の維持を図る必要がある地域を第3種特別地域とする。

(2) 事業計画

ア 施設計画

(ア) 利用施設計画

a 集団施設地区

谷川連峰への登山及び一ノ倉沢自然探勝路等の拠点として、効果的な利用者への情報提供や便益の提供が必要であることから、集団施設地区を指定し、適切な整備方針等を定める。

b 単独施設

山岳景観の探勝のための施設や安全な登山のための宿舎や避難小屋を配置するなど、利用実態を踏まえ、公園利用に必要な施設や既に公園利用に用いられている施設について、事業実施の可能性や整備による風致景観への支障のないことを確認の上、適切な種別の計画を位置づける。

c 道路（車道）

集団施設地区への到達路や公園の利用地点を繋ぐ車道のうち、公園利用上必要な路線を位置付ける。

d 道路（歩道）

適正な利用を推進するため、利用状況を踏まえ公園利用上必要な路線で、事業実施の可能性等を考慮し、谷川連峰の主要山稜線に接続する登山道を歩道として位置付ける。

e 運輸施設

スキー場等における夏季の自然探勝や展望利用を行うため、索道運送施設を計画する。

## 2 規制計画

### (1) 保護規制計画及び関連事項

#### ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表1：特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
群馬県	利根郡みなかみ町内 国有林利根沼田森林管理署 236 林班から 238 林班までの全部並 びに 216 林班から 222 林班まで、228 林班、230 林班、231 林班、 233 林班から 235 林班まで、239 林班、240 林班、242 林班、243 林班、308 林班から 312 林班まで及び 316 林班から 320 林班ま での各一部 利根郡みなかみ町 大字相俣、大字谷川、大字永井及び大字湯桧曽の各一部	6,542 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">           国 6,431            公 9            私 102         </div>
	合 計	6,542 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">           国 6,431            公 9            私 102         </div>

(ア) 特別保護地区

特別地域のうち、次の地区を特別保護地区とする。

(表2：特別保護地区総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
群馬県	利根郡みなかみ町内 国有林利根沼田森林管理署 236 林班及び 237 林班の全部並びに 233 林班から 235 林班まで、309 林班、310 林班、318 林班及び 319 林班の各一部	2,050 [ 国 2,050 公 0 私 0 ]
	合 計	2,050 [ 国 2,050 公 0 私 0 ]

(表3：特別保護地区内訳表)

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)						
谷川連峰	群馬県利根郡みなかみ町内 国有林利根沼田森林管理署 236 林班及び 237 林班の全部並びに 234 林班、235 林班、309 林班、310 林班、318 林班及び 319 林班の各一部	<p>本地区は、谷川岳（1,963m）を中心とする一帯で、北より茂倉岳、谷川岳、万太郎山、仙ノ倉山と、南北及び東西に山稜の伸びた連峰を構成しており、最高峰は仙ノ倉山（2,026m）である。</p> <p>この連峰は、第3紀御坂層を基盤とし、これを貫いた石英閃緑岩や花崗岩により形成された構造山地で、侵食の相当進んだ地貌を呈し、標高は 2,000m 級であるが比高は約 1,300m を有し豪壮な山岳景観を表している。</p> <p>また、仙ノ倉山をはじめとし、山頂一帯はシャクナゲ、ハイマツ群落とともに、ハクサンイチゲ、ナンキンコザクラ、イワカガミ等の高山植物群落がみられ、貴重である。</p>	<p>2,050</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>国</td><td>2,050</td></tr> <tr> <td>公</td><td>0</td></tr> <tr> <td>私</td><td>0</td></tr> </table>	国	2,050	公	0	私	0
国	2,050								
公	0								
私	0								
		合 計	<p>2,050</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>国</td><td>2,050</td></tr> <tr> <td>公</td><td>0</td></tr> <tr> <td>私</td><td>0</td></tr> </table>	国	2,050	公	0	私	0
国	2,050								
公	0								
私	0								

(イ) 第1種特別地域

次の地区を第1種特別地域とする。

(表4：第1種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)						
群馬県	利根郡みなかみ町内 国有林利根沼田森林管理署 238 林班の全部並びに 234 林班、235 林班、309 林班、319 林班及び 320 林 班の各一部	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>国</td><td>2,070</td></tr> <tr> <td>公</td><td>0</td></tr> <tr> <td>私</td><td>0</td></tr> </table>	国	2,070	公	0	私	0
国	2,070							
公	0							
私	0							
	合 計	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>国</td><td>2,070</td></tr> <tr> <td>公</td><td>0</td></tr> <tr> <td>私</td><td>0</td></tr> </table>	国	2,070	公	0	私	0
国	2,070							
公	0							
私	0							

(表5：第1種特別地域内訳表)

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
馬蹄形盆地	群馬県利根郡みなかみ町内 国有林利根沼田森林管理署 319 林班及び 320 林班の各一部	谷川連峰の主要山稜線の北東部に位置する稜線部で、非対称山稜や雪食凹地など特異な地形が見られ、亜高山帯針葉樹林の欠落した偽高山帯の森林（ミヤマナラ林）が広がる。蛇紋岩による超塩基性岩によるお花畠が見られるなど良好な風致を保持しており、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高く、現在の風致を極力保護することが必要な地域である。	1,398 国 1,398 公 0 私 0
組 嵐 南	群馬県利根郡みなかみ町内 国有林利根沼田森林管理署 309 林班の一部	谷川連峰の主要山稜線の下部に当たる地域で、亜高山帯針葉樹林の欠落した偽高山帯の森林（ミヤマナラ林）が広がり、矮小化した広葉樹林が広がる景観を呈するなど、良好な風致を保持しており、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高く、現在の風致を極力保護することが必要な地域である。	136 国 136 公 0 私 0

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)						
万太郎山南	群馬県利根郡みなかみ町内 国有林利根沼田森林管理署 238 林班の全部並びに 234 林班及び 235 林班の各一部	谷川連峰の主要山稜線の下部に当たる地域で、亜高山帯針葉樹林の欠落した偽高山帯の森林（ミヤマナラ林）が広がり、矮小化した広葉樹林が広がる景観を呈するなど、良好な風致を保持しており、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高く、現在の風致を極力保護することが必要な地域である。	<p>537</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>国</td> <td>537</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>0</td> </tr> </table>	国	537	公	0	私	0
国	537								
公	0								
私	0								
		合 計	<p>2,070</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>国</td> <td>2,070</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>0</td> </tr> </table>	国	2,070	公	0	私	0
国	2,070								
公	0								
私	0								

※合計は、端数処理の関係で一致しない。